

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL

令和 7 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会 議 案

令和 7 年度小樽市一般会計補正予算

令和 7 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,126,527 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68,028,418 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第 4 条 市債の変更は、「第 4 表 市債補正」による。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
17 国庫支出金		13,523,423	148,292	13,671,715
	1 国庫負担金	10,601,719	146,151	10,747,870
	2 国庫補助金	2,896,349	1,943	2,898,292
	3 国庫委託金	25,355	198	25,553
18 道支出金		4,302,984	74,934	4,377,918
	1 道負担金	3,306,437	73,073	3,379,510
	2 道補助金	688,140	1,861	690,001
19 財産収入		98,382	113	98,495
	1 財産運用収入	95,102	113	95,215
20 寄附金		1,268,510	2,048	1,270,558
	1 寄附金	1,268,510	2,048	1,270,558
21 繰入金		2,992,582	23,901	3,016,483
	2 基金繰入金	2,956,739	23,901	2,980,640
23 諸収入		2,761,139	805,239	3,566,378
	4 雑入	1,538,034	805,239	2,343,273
24 市債		5,827,200	72,000	5,899,200

	1 市 債	5,827,200	72,000	5,899,200
歳 入	合 計	66,901,891	1,126,527	68,028,418

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		5,606,869	812,108	6,418,977
	1 総務管理費	5,141,784	812,108	5,953,892
3 民 生 費		27,188,664	279,374	27,468,038
	1 社会福祉費	13,829,958	278,148	14,108,106
	2 児童福祉費	6,363,761	1,028	6,364,789
	4 国民年金費	5,706	198	5,904
4 衛 生 費		5,696,202	△ 11,679	5,684,523
	1 保健衛生費	2,443,108	3,886	2,446,994
	2 保健所費	658,933	665	659,598
	3 清 掃 費	2,594,161	△ 16,230	2,577,931
5 労 働 費		82,270	1,000	83,270
	1 労働諸費	82,270	1,000	83,270
6 農林水産業費		150,754	1,190	151,944
	1 農 林 業 費	137,735	1,190	138,925

7 商 工 費		1,535,069	11	1,535,080
	1 商 工 費	1,535,069	11	1,535,080
8 土 木 費		7,686,538	34,000	7,720,538
	2 道路橋りょう費	3,236,862	29,000	3,265,862
	5 住 宅 費	828,301	5,000	833,301
9 消 防 費		1,929,023	3	1,929,026
	1 消 防 費	1,929,023	3	1,929,026
10 教 育 費		3,379,979	520	3,380,499
	1 教 育 総 務 費	141,463	520	141,983
14 予 備 費		30,000	10,000	40,000
	1 予 備 費	30,000	10,000	40,000
歳 出 合 計		66,901,891	1,126,527	68,028,418

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
土 木 費	道 路 橋 り ょ う 費	臨時市道整備事業費	千円 139,000
	港 湾 費	第3号ふ頭及び周辺 再開発事業費（基部 緑地整備事業費）	153,792

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
		千円
印刷製本等業務委託料	令和8年度	11,138
旧保健所・旧総合福祉センター 解体事業費	令和8年度から 令和9年度まで	311,520
空調設備整備事業費（本庁舎）	令和8年度	48,620
身体障害者福祉センター 管理代行業務費	令和8年度から 令和12年度まで	126,599
高齢者生きがい対策費 （ふれあいパス事業費）	令和8年度	161,000
市民会館・公会堂・市民センター 施設関係経費（市民センター 空調設備改修事業費）	令和8年度	70,554
夜間急病センター管理代行業務費	令和8年度	227,800
合同墓拡張整備事業費	令和8年度	10,945
事業内職業訓練センター 管理代行業務費	令和8年度から 令和12年度まで	9,070
練御殿管理代行業務費等	令和8年度から 令和12年度まで	45,625
臨時市道整備事業費	令和8年度	100,000
維持管理経費（市内各公園） （維持補修費）	令和8年度	3,000
市営住宅管理代行業務費等	令和8年度から 令和12年度まで	494,200
空調設備整備事業費（消防庁舎）	令和8年度	10,692
後志共同消防指令センター 整備事業費	令和8年度	53,000
スクールバス運行経費（銭函小・ 張碓小・長橋小・潮見台小）	令和8年度	72,000
水泳教室開催経費	令和8年度	9,862

第4表 市債補正

(変更)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
	千円	千円
道路新設改良事業費	579,600	615,600
河川整備事業費	40,500	76,500

令和 7 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 2 号

令和 7 年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和 7 年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

債務負担行為の追加は、「別表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
印刷製本等業務委託料	令和8年度	千円 2,743

令和 7 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和 7 年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,200 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,630,853 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 4,160,190	千円 1,100	千円 4,161,290
	2 国庫補助金	1,477,753	1,100	1,478,853
6 繰入金		2,605,719	1,100	2,606,819
	1 一般会計繰入金	2,430,425	1,100	2,431,525
歳入合計		15,628,653	2,200	15,630,853

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 318,033	千円 2,200	千円 320,233
	1 総務管理費	172,064	2,200	174,264
歳出合計		15,628,653	2,200	15,630,853

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
印刷製本等業務委託料	令和8年度	千円 2,982

令和 7 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 4 号

令和 7 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和 7 年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

債務負担行為の追加は、「別表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
印刷製本等業務委託料	令和8年度	千円 2,160

令和 7 年度小樽市水道事業会計補正予算

第 1 条 令和 7 年度小樽市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度小樽市水道事業会計予算第 5 条の表を次のように改める。

事 項	期 間	限 度 額
豊倉浄水場機械設備更新事業費	令和 8 年度	千円 80,000
豊倉浄水場建築改修事業費	令和 8 年度	310,000
天神導水管整備事業費	令和 8 年度	120,000
配水管整備事業費	令和 8 年度	145,000

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 7 年小樽市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

第 1 1 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 8 条及び第 1 1 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、公職選挙法施行令の一部改正に準じ、小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担の限度額を改定するためであります。

小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 2 7 年小樽市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

5 市長	住登外者宛名番号管理機能（住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者であって、市が事務を遂行するためにその情報を管理するものをいう。以下同じ。）に番号を付してその情報を管理する機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務（以下「住登外者宛名情報管理事務」という。）であって規則で定めるもの
------	---

別表第 2 の 1 の項中

「
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）による費用の負担に関する情 報であって規則で定めるもの
を

「

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
(平成10年法律第114号)による費用の負担に関する情報
であって規則で定めるもの

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって規則
で定めるもの

に、

同表4の項中

「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

を

「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

に、

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

同表5の項中

「

子ども医療費助成条例による子どもに対する医療費の助成に
関する情報(以下「子ども医療費関係情報」という。)であっ
て規則で定めるもの

を

「

子ども医療費助成条例による子どもに対する医療費の助成に
関する情報(以下「子ども医療費関係情報」という。)であっ
て規則で定めるもの

に、

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

同表6の項中

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの」を

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの」に、
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」

同表7の項中

「特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの」を

「特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの」に、
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」

同表8の項、9の項及び10の項中

「外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの」を

「外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの」に、
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」

同表11の項中

「 重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの 」 を

「 重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 」 に、

同表 1 2 の項中

「 地方税関係情報であって規則で定めるもの 」 を

「 地方税関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 」 に、

同表 1 3 の項中

「 後期高齢者医療給付等関係情報であって規則で定めるもの 」 を

「 後期高齢者医療給付等関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 」 に、

同表 1 4 の項中

「 こども医療費関係情報であって規則で定めるもの 」 を

「 こども医療費関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの 」 に、

同表 1 5 の項から 1 8 の項までの規定中

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

」を

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、

同表に次のように加える。

19 市長	住登外者宛名情報	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	管理事務であって規則で定めるもの	知的障害者福祉法又は身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		公営住宅法による公営住宅、住宅地区改良法による改良住宅又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理等に関する情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		国民年金法による加入員の資格の取得又は喪失に関する事項の届出に関する情報であって規則で定

めるもの

老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

国民健康保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

後期高齢者医療給付等関係情報であって規則で定めるもの

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担に関する情報であって規則で定めるもの

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの

ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの

子ども医療費関係情報であって規則で定めるもの

児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

	もの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
	母子保健法による養育医療の給付に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3の7の項中

「外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの」を

「外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月13日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、個人番号を含む個人情報を利用できる事務に住登外者宛名情報管理事務を、利用又は提供できる個人番号を含む個人情報に住登外者宛名情報を追加するためあります。

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成 2 6 年小樽市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令
（令和 7 年内閣府令第 7 号）」を「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に
伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令
第 8 0 号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令
のとおり適用するためであります。

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年小樽市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 7 号）」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 8 2 号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するためであります。

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年小樽市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 4 8 号）」を「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 8 0 号）」に、「一部改正省令」を「一部改正府令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するためであります。

小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第 2 条 法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号。以下「基準府令」という。）に定めるところによる。この場合において、基準府令第 3 条第 1 項中「その管理に属する法第 8 条第 4 項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」とあるのは、「小樽市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年小樽市条例第 2 6 号）第 1 条に規定する小樽市子ども・子育て会議」とする。

(暴力団の排除)

第 3 条 乳児等通園支援事業を運営する事業者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年

法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)(以下これらを「暴力団員等」という。)であってはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その事業の運営に当たって、暴力団員等を排除するために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用する基準府令)

- 2 この条例において適用する基準府令の規定は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和7年内閣府令第80号)による改正後の基準府令の規定とする。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるためであります。

小樽市銭函市民センター条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市銭函市民センター条例の一部を改正する条例
小樽市銭函市民センター条例（昭和 5 1 年小樽市条例第 9 号）の一部を次の
ように改正する。

第 2 条の 5 第 1 項中「午後 1 0 時」を「午後 9 時」に改める。

別表中

午後 正午から午後 5 時まで	夜間 午後 5 時から午 後 10 時まで	全日 午前 9 時から午 後 10 時まで
1, 6 0 0	2, 0 0 0	4, 6 0 0
3, 2 0 0	4, 0 0 0	9, 3 0 0
8 0 0	1, 0 0 0	2, 3 0 0
1, 6 0 0	2, 0 0 0	4, 7 0 0
2 7, 4 0 0	3 3, 8 0 0	7 7, 1 0 0
1 0 0	1 0 0	
2 0 0	2 0 0	
4, 8 0 0	5, 4 0 0	1 2, 2 0 0
3, 0 0 0	3, 4 0 0	8, 2 0 0
3, 0 0 0	3, 4 0 0	7, 8 0 0
9 0 0	1, 1 0 0	2, 6 0 0

を

午後 午後 1 時から午後 5 時まで	夜間 午後 5 時から午後 9 時まで	全日 午前 9 時から午後 9 時まで
1, 3 0 0	1, 6 0 0	3, 9 0 0
2, 6 0 0	3, 2 0 0	7, 9 0 0
7 0 0	8 0 0	2, 0 0 0
1, 3 0 0	1, 6 0 0	4, 0 0 0
2 2, 0 0 0	2 7, 1 0 0	6 5, 3 0 0
1 0 0	1 0 0	
2 0 0	2 0 0	
3, 9 0 0	4, 4 0 0	1 0, 4 0 0
2, 4 0 0	2, 8 0 0	7, 0 0 0
2, 4 0 0	2, 8 0 0	6, 6 0 0
8 0 0	9 0 0	2, 2 0 0

に改め、同表備考 3 中「午後 1 0 時」を「午後 9 時」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日の翌日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 2 条の 5 第 1 項及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用に係る開館時間、使用時間区分及び使用料について適用し、施行日前における使用に係る開館時間、使用時間区分及び使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以前に申請された施行日以後における使用に係る開館時間、使用時間区分及び使用料については、なお従前の例による。

(改正後の開館時間、使用時間区分及び使用料の施行日前の適用)

- 4 公布日の翌日から施行日の前日までの間において申請される施行日以後における使用に係る開館時間、使用時間区分及び使用料については、施行日前においても、改正後の第2条の5第1項及び別表の規定の例によるものとする。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、銭函市民センターの開館時間及び使用時間区分を変更するとともに、体育室及び集会室の使用料を改定するためであります。

小樽市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例
小樽市勤労青少年ホーム条例（昭和 4 2 年小樽市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「暖房を」を「冷暖房を」に、「暖房料」を「冷暖房料」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 7 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用に係る使用料について適用し、施行日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以前に申請された施行日以後における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（改正後の使用料の施行日前の適用）

- 4 公布日の翌日から施行日の前日までの間において申請される施行日以後に

おける使用に係る使用料については、施行日前においても、改正後の第7条第3項の規定の例によるものとする。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、勤労青少年ホームの使用料に冷房料を追加するためであります。

小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例
小樽市公設水産地方卸売市場業務条例（昭和 5 3 年小樽市条例第 1 0 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 4 条の次に次の 1 条を加える。

（食品等持続的供給法に係る公表）

第 3 4 条の 2 市長は、インターネットの利用その他の適切な方法により、次
に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の
促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 5 9 号。以
下「食品等持続的供給法」という。）第 4 2 条第 1 項に規定する指定飲食
料品等（取扱予定のないものを除く。次号において単に「指定飲食料品等」
という。）
- (2) 指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第 4 2 条第 1 項第 1 号に規定
する指標
- (3) 食品等持続的供給法第 3 6 条各号に規定する措置の内容

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、卸売市場法の一部改正に伴い、食品等持続的供給法に係る公表について定めるためであります。

小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市火災予防条例の一部を改正する条例
小樽市火災予防条例（昭和 4 8 年小樽市条例第 3 4 号）の一部を次のように
改正する。

目次中

「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等
（第 3 3 条の 2—第 3 3 条の 7）」を

「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等
（第 3 3 条の 2—第 3 3 条の 7）」に改める。

第 3 章の 3 林野火災の予防（第 3 3 条の 8・第 3 3 条の 9）」

第 3 3 条中「警報」の次に「（法第 2 2 条第 3 項に規定する火災に関する警
報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 6 号を削る。

第 3 3 条の 4 第 5 項第 3 号ただし書中「はずれた」を「外れた」に改める。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第 3 3 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野その他のこれらに類する土地
における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認め
るときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、第33条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における制限対象区域の指定)

第33条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第33条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第65条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、林野火災の予防に関する規定を追加するとともに、火災警報発令中における火の使用の制限について見直すほか、所要の改正を行うためであります。

令和 7 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 1 6 号

動産の取得について

下記の物品を取得する。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 物 品 名 除雪ドーザ
- 2 取得価格 2, 5 2 4 万 5, 0 0 0 円
- 3 取 得 先 石狩市新港西 3 丁目 7 3 7 番地 1 3

コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー札幌北支店

令和 7 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 1 7 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市鯉御殿
- 2 指定する法人等の名称 株式会社小樽水族館公社
- 3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 18 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市駅前広場駐車場及び小樽市駅横駐車場
- 2 指定する法人等の名称 小樽駅前ビル株式会社
- 3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 7 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 19 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 各市営住宅（児童遊園及び駐車場を含む。）
- 2 指定する法人等の名称 協和総合管理株式会社
- 3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 20 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市事業内職業訓練センター
- 2 指定する法人等の名称 小樽地方職業訓練協会
- 3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 2 1 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市身体障害者福祉センター
- 2 指定する法人等の名称 一般社団法人小樽身体障害者福祉協会
- 3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

公の施設の名称	指定する法人等の名称	指定期間
銭函住宅集会所	銭函住宅集会所管理委員会	令和 8 年 4 月 1 日 から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで
桜東住宅会館	桜東住宅会館管理委員会	
桜 E 住宅集会所	桜 E 住宅集会所管理委員会	
若竹住宅集会所	若竹住宅集会所管理委員会	
勝納住宅集会所	勝納住宅集会所管理委員会	
松ヶ枝 A 住宅集会所	松ヶ枝 A 住宅集会所管理委員会	
入船住宅集会所	入船住宅集会所管理委員会	
最上 A 住宅集会所	最上 A 住宅集会所管理委員会	
緑 A 住宅集会所	緑 A 住宅集会所管理委員会	
手宮公園住宅会館	手宮公園住宅会館管理委員会	
祝津住宅かもめ会館	祝津住宅かもめ会館管理委員会	

令和 7 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 2 3 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市夜間急病センター
- 2 指定する法人等の名称 一般社団法人小樽市医師会
- 3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 2 4 号

事務の委託に関する規約を定める協議について

地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定に基づき、岩内・寿都地方消防組合から消防指令業務の事務を受託するため、別紙のとおり協議により規約を定めることについて、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

岩内・寿都地方消防組合と小樽市との間における消防指令業務の事務の
委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 岩内・寿都地方消防組合（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、次に掲げる消防指令業務の事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を小樽市（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 緊急通報の受付に関する事務
- (2) 災害出動の指令、消防情報の通信、関係機関への業務通報その他の指令
管制に関する事務
- (3) 前2号の事務のために使用する消防指令システムの整備及び保守管理を
含む維持管理に関する事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、後志共同消防指令センターの運用に関する
事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、甲が負担し、これを乙に交付するものとする。

- 2 委託費の額及び交付時期は、乙が甲と協議して定める。この場合において、乙は、委託費の積算に関する書類を甲に提出しなければならない。

(予算の計上)

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

2 甲及び乙は、各年度において、委託費に過不足が生じると認められるときは、その都度その取扱いについて協議するものとする。

(収入の帰属)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、全て乙の収入とする。

(決算の場合の措置)

第6条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(連絡会議)

第7条 乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図る必要がある場合又は甲から申出があり必要と認める場合においては、甲との連絡会議を開催することができる。

(条例等の制定又は改廃に係る措置)

第8条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

3 甲の管理者は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和8年2月24日から施行する。

令和 7 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 2 5 号

事務の委託に関する規約を定める協議について

地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定に基づき、北後志消防組合から消防指令業務の事務を受託するため、別紙のとおり協議により規約を定めることについて、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

北後志消防組合と小樽市との間における消防指令業務の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 北後志消防組合（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、次に掲げる消防指令業務の事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を小樽市（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 緊急通報の受付に関する事務
- (2) 災害出動の指令、消防情報の通信、関係機関への業務通報その他の指令管制に関する事務
- (3) 前2号の事務のために使用する消防指令システムの整備及び保守管理を含む維持管理に関する事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、後志共同消防指令センターの運用に関する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、甲が負担し、これを乙に交付するものとする。

- 2 委託費の額及び交付時期は、乙が甲と協議して定める。この場合において、乙は、委託費の積算に関する書類を甲に提出しなければならない。

(予算の計上)

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

2 甲及び乙は、各年度において、委託費に過不足が生じると認められるときは、その都度その取扱いについて協議するものとする。

(収入の帰属)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、全て乙の収入とする。

(決算の場合の措置)

第6条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(連絡会議)

第7条 乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図る必要がある場合又は甲から申出があり必要と認める場合においては、甲との連絡会議を開催することができる。

(条例等の制定又は改廃に係る措置)

第8条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

3 甲の管理者は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和8年2月24日から施行する。

令和 7 年度小樽市一般会計補正予算

令和 7 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 199,811 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68,228,229 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
17 国庫支出金		13,671,715	177	13,671,892
	2 国庫補助金	2,898,292	177	2,898,469
18 道支出金		4,377,918	30	4,377,948
	2 道補助金	690,001	30	690,031
21 繰入金		3,016,483	199,604	3,216,087
	2 基金繰入金	2,980,640	199,604	3,180,244
歳 入 合 計		68,028,418	199,811	68,228,229

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		234,978	616	235,594
	1 議会費	234,978	616	235,594
2 総務費		6,418,977	2,822	6,421,799
	1 総務管理費	5,953,892	2,006	5,955,898
	2 徴税費	177,741	661	178,402
	5 統計調査費	82,014	155	82,169

3 民 生 費		27,468,038	8,895	27,476,933
	1 社会福祉費	14,108,106	6,364	14,114,470
	2 児童福祉費	6,364,789	780	6,365,569
	3 生活保護費	6,726,100	1,439	6,727,539
	4 国民年金費	5,904	312	6,216
4 衛 生 費		5,684,523	110	5,684,633
	3 清 掃 費	2,577,931	110	2,578,041
5 労 働 費		83,270	640	83,910
	1 労 働 諸 費	83,270	640	83,910
6 農林水産業費		151,944	286	152,230
	1 農 林 業 費	138,925	286	139,211
7 商 工 費		1,535,080	704	1,535,784
	1 商 工 費	1,535,080	704	1,535,784
8 土 木 費		7,720,538	470	7,721,008
	2 道路橋りょう費	3,265,862	314	3,266,176
	5 住 宅 費	833,301	156	833,457
9 消 防 費		1,929,026	162	1,929,188
	1 消 防 費	1,929,026	162	1,929,188
10 教 育 費		3,380,499	13,558	3,394,057

	1 教育総務費	141,983	316	142,299
	2 小学校費	1,093,586	4,110	1,097,696
	3 中学校費	848,373	4,481	852,854
	5 社会教育費	435,144	4,409	439,553
	6 社会体育費	423,112	242	423,354
13 職員給与費		8,395,353	171,548	8,566,901
	1 職員給与費	8,395,353	171,548	8,566,901
歳出合計		68,028,418	199,811	68,228,229

令和 7 年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算

令和 7 年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 521 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		千円 7,180	千円 521	千円 7,701
	1 一般会計繰入金	7,180	521	7,701
歳 入 合 計		40,479	521	41,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管 理 費		千円 40,429	千円 521	千円 40,950
	1 管 理 費	40,429	521	40,950
歳 出 合 計		40,479	521	41,000

令和 7 年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和 7 年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,820 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,663,975 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 道 支 出 金		千円 9,726,271	千円 150	千円 9,726,421
	1 道 補 助 金	9,726,271	150	9,726,421
5 繰 入 金		1,242,318	1,670	1,243,988
	1 一般会計繰入金	1,193,810	1,670	1,195,480
歳 入 合 計		12,662,155	1,820	12,663,975

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 404,722	千円 1,820	千円 406,542
	1 総 務 管 理 費	404,722	1,820	406,542
歳 出 合 計		12,662,155	1,820	12,663,975

令和 7 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和 7 年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,366 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,633,219 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 4,161,290	千円 86	千円 4,161,376
	2 国庫補助金	1,478,853	86	1,478,939
3 支払基金交付金		4,027,085	80	4,027,165
	1 支払基金交付金	4,027,085	80	4,027,165
4 道支出金		2,133,630	37	2,133,667
	2 道補助金	79,677	37	79,714
6 繰入金		2,606,819	2,163	2,608,982
	1 一般会計繰入金	2,431,525	2,105	2,433,630
	2 基金繰入金	175,294	58	175,352
歳入合計		15,630,853	2,366	15,633,219

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		320,233	2,068	322,301
	1 総 務 管 理 費	174,264	157	174,421
	2 徴 収 費	16,696	312	17,008
	3 介 護 認 定 費 審 査 会 費	128,795	1,599	130,394
3 地域支援事業費		600,519	298	600,817
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費	16,040	298	16,338
歳 出 合 計		15,630,853	2,366	15,633,219

令和 7 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和 7 年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,126 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,692,070 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		千円 778,699	千円 1,126	千円 779,825
	1 一般会計繰入金	778,699	1,126	779,825
歳 入 合 計		2,690,944	1,126	2,692,070

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 66,261	千円 1,126	千円 67,387
	1 総務管理費	55,145	1,126	56,271
歳 出 合 計		2,690,944	1,126	2,692,070

小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例

(小樽市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 小樽市職員給与条例（昭和 4 6 年小樽市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項第 2 号ウ中「7, 1 0 0 円」を「7, 3 0 0 円」に改め、同号エ中「1 0, 0 0 0 円」を「1 0, 4 0 0 円」に改め、同号オ中「1 2, 9 0 0 円」を「1 3, 5 0 0 円」に改め、同号カ中「1 5, 8 0 0 円」を「1 6, 6 0 0 円」に改め、同号キ中「1 8, 7 0 0 円」を「1 9, 7 0 0 円」に改め、同号ク中「2 1, 6 0 0 円」を「2 2, 8 0 0 円」に改め、同号ケ中「2 4, 4 0 0 円」を「2 5, 9 0 0 円」に改め、同号コ中「2 6, 2 0 0 円」を「2 9, 1 0 0 円」に改め、同号サ中「2 8, 0 0 0 円」を「3 2, 3 0 0 円」に改め、同号シ中「2 9, 8 0 0 円」を「3 5, 5 0 0 円」に改め、同号ス中「3 1, 6 0 0 円」を「3 8, 7 0 0 円」に改める。

第 2 2 条第 1 項中「4, 4 0 0 円」を「4, 7 0 0 円」に改め、同条第 2 項中「2 2, 0 0 0 円」を「2 3, 5 0 0 円」に改める。

第 2 4 条第 2 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「1 0 0 分の 1 2 5」の次に「、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 7. 5」を加える。

第25条第2項中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の105」の次に「、12月に支給する場合においては100分の107.5」を加える。

別表第1号及び別表第2号を次のように改める。

別表第1号（第4条関係）

行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	給料月額							
号俸	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	

33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	

72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700					
87	266,500	306,100	356,100					
88	266,800	306,400	356,500					
89	267,100	306,700	356,700					
90	267,400	307,000	357,100					
91	267,700	307,300	357,500					
92	268,000	307,600	357,900					
93	268,300	307,800	358,100					
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					

110	312,600					
111	313,000					
112	313,300					
113	313,500					
114	313,700					
115	314,000					
116	314,400					
117	314,600					
118	314,800					
119	315,100					
120	315,400					
121	315,700					
122	315,900					
123	316,200					
124	316,500					
125	316,800					

別表第2号（第4条関係）

医療職給料表

職務の級 号 俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	335,200	444,200	500,700	613,700
2	338,100	445,900	502,600	619,500
3	341,000	447,600	504,500	624,500
4	343,900	449,300	506,400	628,800
5	346,800	451,000	508,300	632,800
6	349,700	452,700	510,200	636,200
7	352,600	454,300	512,100	639,100
8	355,500	455,900	514,000	641,800
9	358,400	457,500	515,900	
10	361,300	459,100	517,800	
11	364,200	460,700	519,700	
12	367,100	462,300	521,600	
13	370,000	463,900	523,500	
14	372,900	465,500	525,400	
15	375,800	467,100	527,300	
16	378,700	468,700	529,200	
17	381,600	470,300	531,100	
18	384,500	472,300	533,000	
19	387,400	474,200	534,900	
20	390,300	476,100	536,800	
21	393,200	477,500	538,700	
22	396,000	479,200	540,600	
23	398,800	481,000	542,500	
24	401,600	482,800	544,400	
25	404,400	484,600	546,300	
26	407,200	486,300	548,200	
27	410,000	488,100	550,000	
28	412,800	489,900	551,800	
29	415,600	491,700	553,600	
30	418,300	493,400	555,400	
31	420,900	495,200	557,200	
32	423,300	497,000	559,000	
33	425,600	498,800	560,800	

34	427,800	500,700	562,600
35	429,800	502,600	564,400
36	431,900	504,500	566,200
37	434,000	506,400	567,800
38	435,500	508,100	569,300
39	437,000	509,900	570,800
40	438,500	511,700	572,300
41	439,900	513,300	573,800
42	441,300	515,100	575,000
43	442,800	516,900	576,200
44	444,200	518,400	577,400
45	445,500	519,800	578,800
46	447,000	521,500	579,900
47	448,400	523,300	581,000
48	449,800	525,000	582,100
49	451,100	526,500	583,400
50	452,600	527,800	584,400
51	454,000	529,100	585,400
52	455,400	530,400	586,400
53	456,800	531,400	587,700
54	458,200	532,700	588,700
55	459,500	534,000	589,700
56	460,900	535,300	590,700
57	462,300	536,300	591,700
58	463,600	537,100	592,500
59	465,000	537,900	593,300
60	466,400	538,700	594,100
61	467,700	539,600	594,900
62	469,100	540,400	595,600
63	470,400	541,200	596,300
64	471,800	541,900	597,000
65	473,200	542,700	597,700
66	474,900	543,500	598,300
67	476,500	544,200	598,900
68	478,000	545,100	599,500
69	479,600	546,000	600,300
70	480,800	546,800	600,800
71	481,900	547,700	601,300
72	483,000	548,600	601,800

73	484,000	549,400
74	484,900	550,200
75	485,800	551,000
76	486,600	551,700
77	487,300	552,500
78	488,000	553,400
79	488,700	554,300
80	489,300	555,200
81	489,900	556,000
82	490,600	556,900
83	491,200	557,800
84	491,800	558,700
85	492,100	559,500
86	492,700	560,400
87	493,300	561,300
88	494,000	562,200
89	494,400	563,000
90	495,000	
91	495,700	
92	496,400	
93	496,800	
94	497,400	
95	498,000	
96	498,500	
97	499,000	
98	499,500	
99	500,000	
100	500,500	
101	500,900	
102	501,400	
103	501,800	
104	502,200	
105	502,700	
106	503,300	
107	503,800	
108	504,200	
109	504,700	
110	505,300	

111	505,900		
112	506,400		
113	506,900		

(小樽市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小樽市職員給与条例の一部を改正する条例(令和4年小樽市条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第3項中「219,500円」を「227,800円」に改め、同条第4項中「いう。)に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の70」の次に「、12月に支給する場合には100分の72.5」を加え、同条第5項中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の50」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5」を加える。

(小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部改正)

第3条 小樽市特別職に属する職員の給与条例(昭和26年小樽市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項の表を次のように改める。

在 職 期 間	基準日が6月1日である場合	基準日が12月1日である場合
6月	100分の230	100分の235
5月以上6月未満	100分の184	100分の188
3月以上5月未満	100分の138	100分の141
3月未満	100分の69	100分の70.5

第4条 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項の表を次のように改める。

在職期間	支給割合
6月	100分の232.5
5月以上6月未満	100分の186
3月以上5月未満	100分の139.5

3月未満	100分の69.75
------	------------

(小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年小樽市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表を次のように改める。

在職期間	基準日が6月1日である場合	基準日が12月1日である場合
6月	100分の230	100分の235
5月以上6月未満	100分の184	100分の188
3月以上5月未満	100分の138	100分の141
3月未満	100分の69	100分の70.5

第6条 小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表を次のように改める。

在職期間	支給割合
6月	100分の232.5
5月以上6月未満	100分の186
3月以上5月未満	100分の139.5
3月未満	100分の69.75

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の小樽市職員給与条例、第2条の規定による改

正後の小樽市職員給与条例の一部を改正する条例、第3条の規定による改正後の小樽市特別職に属する職員の給与条例及び第5条の規定による改正後の小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の各条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の各条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の小樽市職員給与条例、第2条の規定による改正前の小樽市職員給与条例の一部を改正する条例、第3条の規定による改正前の小樽市特別職に属する職員の給与条例及び第5条の規定による改正前の小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の各条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額、通勤手当及び宿日直手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、特別職の期末手当の支給割合を引き上げるためであります。

小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

第 1 条 小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年
小樽市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合に
おいては」を、「1 0 0 分の 1 2 5」の次に「、1 2 月に支給する場合にお
いては 1 0 0 分の 1 2 7. 5」を加える。

第 1 1 条の 2 第 2 項後段中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給す
る場合においては」を、「1 0 0 分の 1 0 5」の次に「、1 2 月に支給する
場合においては 1 0 0 分の 1 0 7. 5」を加える。

別表第 1 号を次のように改める。

別表第1号（第3条関係）

会計年度任用職員行政職給料表

職務の級 号 俸	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400

34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	255,300	289,900
52	255,800	290,600
53	256,200	291,100
54	256,600	291,700
55	256,900	292,300
56	257,200	293,000
57	257,500	293,600
58	257,800	294,200
59	258,100	294,800
60	258,400	295,500
61	258,700	296,100
62	259,000	296,700
63	259,300	297,200
64	259,600	297,700
65	259,900	298,200
66	260,200	298,800
67	260,500	299,300
68	260,800	299,900
69	261,100	300,300
70	261,400	300,800
71	261,700	301,300
72	262,000	301,900

73	262,300	302,400
74	262,600	302,800
75	262,900	303,100
76	263,200	303,400
77	263,500	303,600
78	263,800	303,900
79	264,100	304,100
80	264,400	304,400
81	264,700	304,600
82	265,000	304,800
83	265,300	305,100
84	265,600	305,300
85	265,900	305,600
86	266,200	305,800
87	266,500	306,100
88	266,800	306,400
89	267,100	306,700
90	267,400	307,000
91	267,700	307,300
92	268,000	307,600
93	268,300	307,800
94		308,000
95		308,300
96		308,700
97		308,900
98		309,200
99		309,500
100		309,900
101		310,100
102		310,400
103		310,700
104		311,000
105		311,200
106		311,500
107		311,800
108		312,100
109		312,300
110		312,600

111		313,000
112		313,300
113		313,500
114		313,700
115		314,000
116		314,400
117		314,600
118		314,800
119		315,100
120		315,400
121		315,700
122		315,900
123		316,200
124		316,500
125		316,800

第2条 小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第11条の2第2項中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

3 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。）で任期の定めが3月以下のもの（令和7年4月1日以降の引き続く任期（1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものに限る。）の合計が3月を超える者を除く。以下同じ。）及びパートタイム会計年度任用職員（同項第1号に掲げる職員をいう。）で任期の定めが3月以下のもの又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のものについては、改正後の条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による

改正前の小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、正規職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるためであります。

令和 7 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 33 号

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

小樽市議会議員	松	井	真美子
同	酒	井	隆 裕
同	高	野	さくら
同	小	貫	元

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から43年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、2017年7月7日核兵器禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、2021年1月22日に同条約が発効された。しかし、核保有国及び日本政府が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持込みを容認する核密約が存在する下での、小樽港への相次ぐ米国艦艇の入港は、今後の小樽港の軍事利用・核兵器の持込みの危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和8年2月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日 提出

小樽市議会議員	小 貫 元
同	横 尾 英 司
同	中 村 吉 宏
同	面 野 大 輔
同	前 田 清 貴

小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 3 4 年小樽市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 3 0 を」を「基準日が 6 月 1 日である場合にあっては 1 0 0 分の 2 3 0、基準日が 1 2 月 1 日である場合にあっては 1 0 0 分の 2 3 5 をそれぞれ」に改める。

第 2 条 小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「基準日が 6 月 1 日である場合にあっては 1 0 0 分の 2 3 0、基準日が 1 2 月 1 日である場合にあっては 1 0 0 分の 2 3 5 をそれぞれ」を「1 0 0 分の 2 3 2 . 5 を」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、議員の期末手当の支給割合を引き上げるためであります。

令和 7 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 3 5 号

小樽市監査委員の選任について

下記の者を本市監査委員に選任したいので、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

近 藤 朋 子

令和 7 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 3 6 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

平	井	秀	昭
北		博	司
岩	本	達	典